

【令和4年度第1回農村振興施策検討委員会】

多面的機能支払交付金事業について

- 1 令和3年度の実績について 【P1】
- 2 令和4年度の計画について 【P7】
- 3 広域化・事務委託の推進について 【P10】



第8回みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト入選作品



## 1. 令和3年度の実績について

令和3年度の主な会議や研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けないように、オンラインで開催しました。ただし、オンラインでの開催が難しい活動組織研修会は、感染症対策を万全に行い少人数で開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、8月12日に県と仙台市独自の緊急事態宣言が発出されたことから、以降予定していた3会場を中止にし、代替措置として研修会資料の説明動画を配信しました。また、活動中の事故が多発しているため、草刈作業における安全管理について、県古川農業試験場を会場に安全管理講習会を実施しました。

### (1) 認定面積等

	R2実績	R3実績	増減	R4.5.31時点 対前年度
市町村数	33	33	0	100%
組織数	977	978	1	100%
認定面積(ha)	73,999	<u>74,311</u>	<u>312</u>	100%
農振農用地の圃バー率(%)	64	64	0	100%

○取組市町村:33市町村(利府町, 女川町を除く全市町村で取り組んでいる)

※ 令和2年度末で5年間の活動終期を迎えた活動組織が43組織あり、41組織が活動を継続、2組織が活動中止、4組織が他組織と統合し、新規組織が7組織設立されたことにより、1組織増になりました。

		R2実績	R3実績	増減	対前年度
農地維持 (水路・農道等の基礎的な 保全活動を支援)	市町村数	33	33	0	100.0%
	組織数	976	978	2	100.2%
	対象面積	71,268	<u>71,466</u>	<u>198</u>	100.3%
資源向上(共同) (施設の軽微な補修, 農村 環境保全活動等を支援)	市町村数	26	26	0	100.0%
	組織数	632	630	▲2	99.7%
	対象面積	53,425	<u>53,618</u>	<u>193</u>	100.4%
資源向上(長寿命化) (施設の長寿命化のための 活動を支援)	市町村数	8	10	2	125.0%
	組織数	82	<u>73</u>	▲9	89.0%
	対象面積	11,251	<u>10,005</u>	▲ <u>1,246</u>	88.9%

### (2) 交付額

		R2実績	R3実績	増減	対前年度
		(単位:千円)			R4.5.31時点
農地維持		1,790,386	1,798,977	8,591	100.5%
資源向上(共同)		822,093	<u>822,664</u>	<u>571</u>	100.1%
資源向上(長寿命化)		111,201	109,885	▲1,316	98.8%
交付金(総額)		2,723,680	<u>2,731,526</u>	<u>7,846</u>	100.3%

負担割合:国1/2, 県1/4, 市町村1/4

**(3) 活動実績****① 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組み****I 農村の地域資源の保全管理面積の拡大に向けた取組み**

- i) 活動組織の広域化を契機とした未実施集落の取り込み
- ii) 土地改良区との連携による継続支援

- ・関係機関への巡回による保全管理の課題整理と対策検討。
- ・活動組織の広域化及び事務受託等について6土地改良区及び関係市町村との意見交換会を実施。

開催日	土地改良区	市町村
令和3年10月8日	名取土地改良区	名取市・岩沼市
令和3年10月19日	小山田川沿岸土地改良区	
令和3年10月19日	迫川上流土地改良区	
令和3年10月27日	柴田町土地改良区	柴田町
令和3年10月28日	鳴瀬川沿岸土地改良区	大崎市・加美町
令和3年11月2日	北上川沿岸土地改良区	石巻市

**II 市町村の円滑な事務処理体制の支援**

開催日	項目	会場	概要
令和3年4月20日	新規担当者説明会	web	新たに担当者となった市町村及び県担当者への事業説明会
令和3年5月25日 令和4年2月8日	市町村担当者会議	web	市町村及び県担当者を対象に担当者会議を開催
令和3年9月～ 令和4年1月	中間確認	各市町村	活動組織を対象とした中間確認へ同席し指導支援

**III 活動組織の円滑な運営の支援**

- i) 農地維持支払・資源向上支払に係る対象組織支援研修会（登米市外：3会場）
  - ・各活動の事務手続き等を説明。（出席者：476名【380組織】）

	開催日	市町村名	会場名	出席者数
1	令和3年8月3日	登米市	登米祝祭劇場	117
2	令和3年8月6日	大河原町	えずこホール	144
3	令和3年8月10日	大和町	まほろばホール	135
4	令和3年8月11日	石巻市	遊学館	80
5	令和3年8月19日	栗原市	栗原文化会館	中止
6	令和3年8月20日	大崎市	パレットおおさき	中止
7	令和3年8月24日	気仙沼市	はまなすの館	中止
合計（※出席者は事務局除く）				476

説明動画の配信（R3.8.2～）

大崎市主催活動組織研修会への支援（R3.12.2, R3.12.6）

- ・事務支援システム実演会の開催（登米市外：3会場）

多面に係る事務の効率化や簡素化を図るため、事務支援ソフトを制作している3社に研修会場ロビーを活用して、事務支援システムのデモンストレーションを実施。

- ・安全管理講習会の開催（R3.11.12 大崎市：県古川農業試験場）

活動中の事故が多発していることから、大崎市周辺の組織を抽出し、草刈作業における安全管理と省力化について、外部講師による座学と最新草刈機の実演を実施。



ii) 東北農政局が実施する抽出検査

実施日	市町村名	対象組織数	概要
令和3年10月11日	丸森町	1	R2に実施した長寿命化活動の現地調査
令和3年10月13日	大崎市	3	
令和4年2月10日～	岩沼市	4	R3に農地維持，資源向上（共同）を実施した組織の書類検査
	富谷市	2	



- iv) 活動組織の広域化及び合併による体制強化及び取組継続の支援。

v) 活動組織への事務支援

- ・公務員OB等の地域外人材を活用した人材派遣企業と連携した事務支援について、関係市町村への概要説明と試行的施行への協力を依頼。

② 多面的機能支払の広報活動

I 広報誌等の作成・PR活動

- i) 広報誌「ぐるみ」を発行（年3回）して市町村に配布。
- ii) 協議会ホームページを更新。
- iii) 全国研究会の動画配信

多面的機能支払交付金の第5回全国研究会の当番県となっていたことから、東北管内の活動組織の事例発表，パネルディスカッションを収録し，動画を配信。

配信期間 令和3年12月27日から

URL <http://www.nmk-miyagi.org/>



③ 事業の評価と推進課題の検討

I 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

- i) 令和3年6月11日 第1回宮城県農村振興施策検討委員会
- ii) 令和3年11月18日 中間評価報告書への意見照会
- iii) 令和4年2月16日 第2回宮城県農村振興施策検討委員会  
令和3年度実績（見込み）、令和3年度計画、中間評価等を報告

II アンケート調査の実施

- ・全活動組織へ事業実施の効果や今後の取り組みの方向性を確認~~（集計中）~~  
集計結果は別途配布の広報紙「ぐるみ」に掲載のとおり

III 多面的機能支払交付金の取組による効果検証（R2～R4）

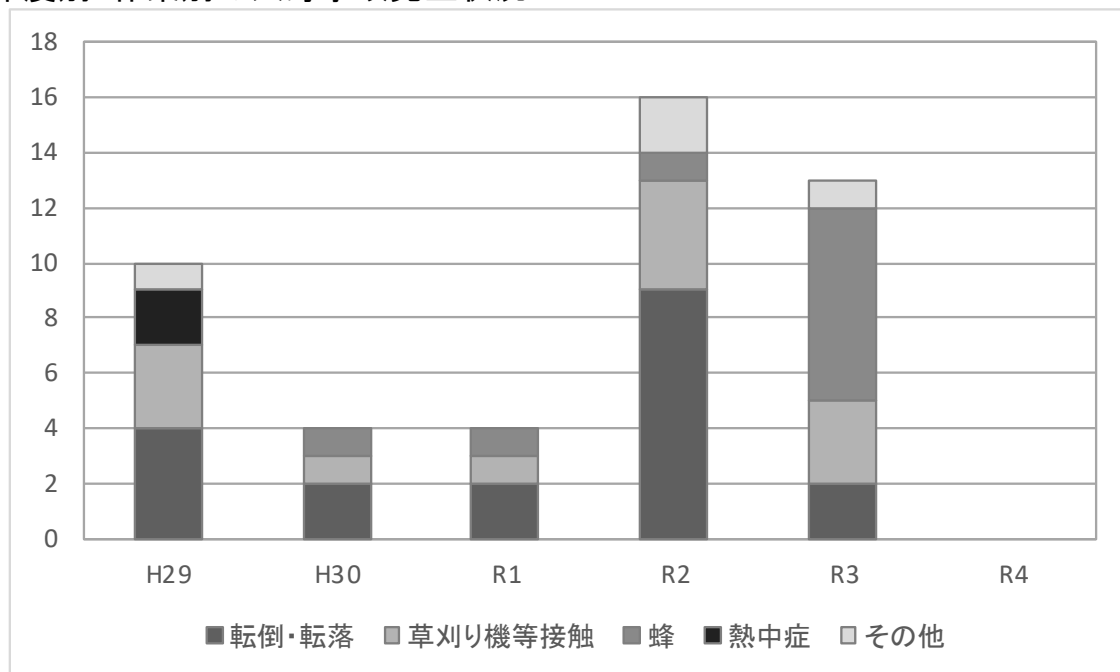
令和3年11月30日～令和4年1月19日の期間で活動組織（14組織）から活動内容等の聴き取りを実施。

④ その他

I 推進協議会事務局会議（仙台市：土地改良会館等）

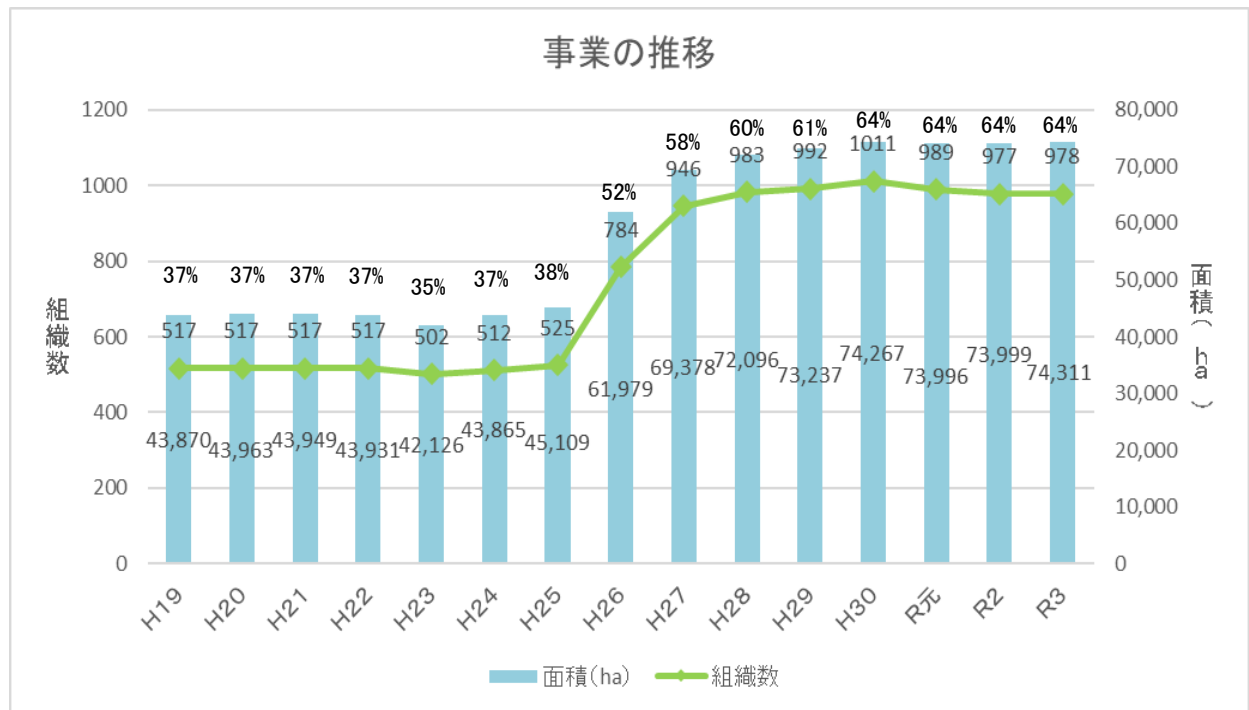
- i) 各活動組織の実施状況や市町村の指導状況等の県内情報共有を図り、効果的な指導助言を行うための会議を開催。（Web開催）
- ii) 年間を通じ事業推進上の連絡調整を図るスタッフ会議を随時開催。
- iii) 農作業事故への対応
  - ・今年度14件（うち物損1件）の農作業事故が発生したことから、関係機関へ注意喚起の文書を通知（4回）。活動組織へは活動支援研修会及び広報誌「ぐるみ」により注意喚起。

年度別・作業別の人身事故発生状況



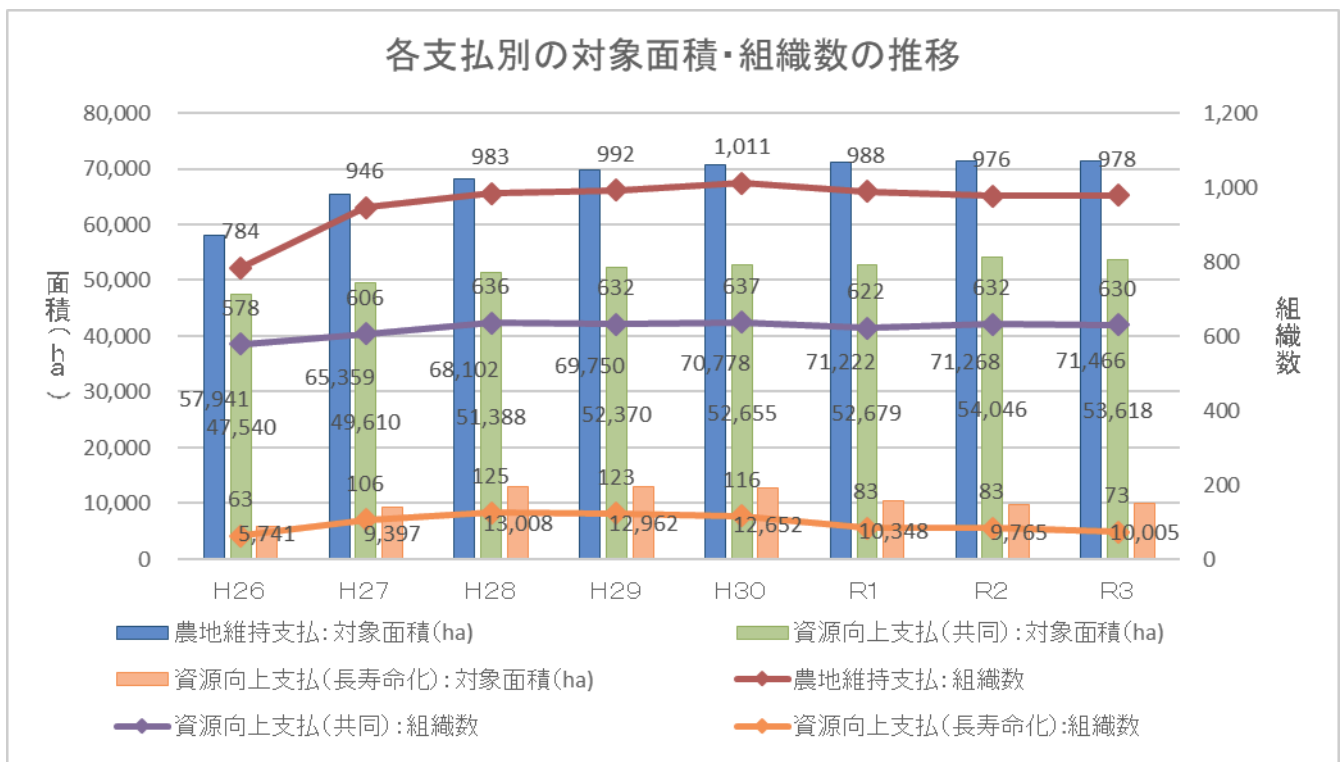
【 参 考 】

図1 事業の推移（認定面積・活動組織数）



※ 棒グラフ上段の数値は農振農用地のカバー率。

図2 各支払別の対象面積・組織数の推移



# 令和3年度 多面的機能支払交付金の状況

R45.31時点

区分	農振 農用地 面積 (ha)	(A)R2実績					(B)R3実績					(B)-(A)差 引			
		取組 面積 (ha)	組 織 数	事業費 (千円)	農振 加ハ 率	取組 面積 (ha)	組 織 数	事業費 (千円)	農振 加ハ 率	取組 面積 (ha)	組 織 数	事業費 (千円)	農振 加ハ 率		
大河原	1 白石市	1,980	401	18	14,619	20%	401	18	14,655	20%	0	0	36	0%	
	2 角田市	3,506	2,209	40	93,244	63%	2,209	40	95,383	63%	0	0	2,139	0%	
	3 蔵王町	1,649	309	9	8,805	19%	322	10	9,123	20%	13	1	318	0%	
	4 七ヶ宿町	449	187	5	5,615	42%	187	5	5,615	42%	0	0	0	0%	
	5 大河原町	566	209	8	6,283	37%	212	8	6,369	37%	3	0	86	1%	
	6 村田町	1,867	588	5	15,876	31%	588	1	19,571	31%	0	▲4	3,695	0%	
	7 柴田町	802	646	13	28,432	81%	646	13	28,432	81%	0	0	0	0%	
	8 川崎町	1,531	367	7	11,720	24%	397	8	12,610	26%	30	1	890	2%	
	9 丸森町	2,669	1,365	36	60,896	51%	1,369	37	63,403	51%	4	1	2,507	0%	
	計	15,019	6,281	141	245,490	42%	6,331	140	255,161	42%	50	▲1	9,671	0%	
仙台	10 仙台市	4,328	3,059	51	105,361	71%	3,154	52	111,519	73%	95	1	6,158	2%	
	11 塩竈市	0	22	1	634	-	22	1	634	-	0	0	0	0%	
	12 名取市	2,130	1,563	19	46,783	73%	1,563	19	46,783	73%	0	0	0	0%	
	13 多賀城市	349	271	7	7,990	78%	271	7	7,990	78%	0	0	0	0%	
	14 岩沼市	1,493	1,242	19	45,042	83%	1,247	19	44,080	84%	5	0	▲962	1%	
	15 富谷市	436	295	6	6,852	68%	295	6	6,852	68%	0	0	0	0%	
	16 亶理町	3,335	2,955	3	56,077	89%	2,944	3	56,044	88%	▲11	0	▲33	▲1%	
	17 山元町	1,559	362	8	11,733	23%	363	8	12,962	23%	1	0	1,229	0%	
	18 松島町	703	659	6	21,967	94%	659	6	21,967	94%	0	0	0	0%	
	19 七ヶ浜町	194	121	1	3,628	62%	120	1	3,601	62%	▲1	0	▲27	0%	
	20 利府町	223	-	-	-	-	0	0	0	0%	0	0	0	0%	
	21 大和町	2,023	1,810	35	44,833	89%	1,817	35	44,827	90%	7	0	▲6	1%	
	22 大郷町	1,669	1,390	16	41,925	83%	1,390	16	50,106	83%	0	0	8,181	0%	
23 大衡村	1,321	861	10	22,293	65%	900	10	22,270	68%	39	0	▲23	3%		
計	19,761	14,610	182	415,118	74%	14,745	183	429,635	75%	135	1	14,517	1%		
大崎	24 大崎市	16,175	10,193	147	448,242	63%	10,241	149	461,812	63%	48	2	13,570	0%	
	25 色麻町	2,774	2,034	22	68,081	73%	2,034	22	69,183	73%	0	0	1,102	0%	
	26 加美町	5,910	3,726	42	101,337	63%	3,726	42	101,337	63%	0	0	0	0%	
	27 涌谷町	2,614	1,803	17	75,386	69%	1,803	17	74,616	69%	0	0	▲770	0%	
	28 美里町	4,706	4,533	20	107,600	96%	4,352	21	107,331	92%	▲181	1	▲269	▲4%	
	計	32,178	22,289	248	800,646	69%	22,156	251	814,279	69%	▲133	3	13,633	0%	
栗原	29 栗原市	17,260	8,713	136	382,703	50%	8,755	137	406,208	51%	42	1	23,505	1%	
	計	17,260	8,713	136	382,703	50%	8,755	137	406,208	51%	42	1	23,505	1%	
登米	30 登米市	15,904	11,976	147	589,856	75%	11,954	148	532,357	75%	▲22	1	▲57,499	0%	
	計	15,904	11,976	147	589,856	75%	11,954	148	532,357	75%	▲22	1	▲57,499	0%	
石巻	31 石巻市	9,761	7,391	18	196,219	76%	7,478	18	200,705	77%	87	0	4,486	1%	
	32 東松島市	2,615	2,070	27	74,286	79%	2,222	28	73,581	85%	152	1	▲705	6%	
	33 女川町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0%	
	計	12,376	9,461	45	270,505	76%	9,700	46	274,286	78%	239	1	3,781	2%	
気仙沼	34 気仙沼市	2,590	518	61	15,077	20%	517	60	15,046	20%	▲1	▲1	▲31	0%	
	35 南三陸町	1,374	151	17	4,748	11%	153	17	4,554	11%	2	0	▲194	0%	
	計	3,964	669	78	19,825	17%	670	77	19,600	17%	1	▲1	▲225	0%	
合計		116,462	73,999	977	2,724,143	64%	74,311	978	2,731,526	64%	312	1	7,383	0%	

※令和2年度実績で、市町跨りがりが3組織あるため、合計で3減している。(大崎市と美里町、東松島市と美里町、登米市と栗原市)

※令和3年度実績で、市町跨りがりが4組織あるため、合計で4減している。(大崎市と美里町、東松島市と美里町、登米市と栗原市)



## 2. 令和4年度の計画について

令和4年度の主な会議や研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けないように、オンラインでの開催を計画しています。ただし、オンラインでの開催が難しい活動組織研修会は、新型コロナウイルス対策を万全に行い、少人数での開催を計画しています。また、各組織の事務の効率化を図るため、令和3年度に引き続き、事務支援システムのデモンストレーションを開催します。

### (1) 取組目標面積等

	R3実績	R4(計画)	増減	R4.4.8時点 対前年度
市町村数	33	33	0	100%
組織数	978	985	7	101%
認定面積(ha)	74,311	75,276	965	101%
農振農用地の カバー率(%)	64	64	0	100%

○取組市町村:33市町村(利府町, 女川町を除く全市町村で取り組んでいる)

### (2) 活動計画

#### ① 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組み

##### I 農村の地域資源の保全面積の拡大に受けた取組

- i) 活動組織の広域化を契機とした未実施集落の取り込み
  - ・活動組織に広域化の必要性やメリットを説明したうえで、未実施集落も含めた広域化を推進することで保全面積の拡大を図る。
- ii) 土地改良区との連携による継続支援
  - ・活動組織との連携により、土地改良区の維持管理費の負担軽減や事務受託収入などのメリットを説明したうえで連携や事務受託を推進し、活動組織の継続を図る。

##### II 市町村の円滑な事務処理体制の支援

- i) 市町村担当者会議の開催：3回開催予定（仙台市：土地改良会館，県合同庁舎等）  
第1回担当者会議 令和4年5月18日（水）（web併用）
- ii) 新規市町村担当者説明会：（仙台市：土地改良会館）  
令和4年4月20日（水）（web併用）
- iii) 活動組織を対象とした中間確認の実施：令和4年9月～12月まで実施。
- iv) 東北農政局による現地調査，抽出検査への対応（令和4年8月頃）。

##### III 活動組織の円滑な運営の支援

- i) 農地維持支払・資源向上支払に係る対象組織支援研修会の開催
  - ・各会場で活動組織に制度改正点や事務処理，機械の安全使用等の留意点を説明する。
  - ・各会場で事務支援システムの普及推進を図る。
- ii) 東北農政局が実施する施設の長寿命化活動の現地検査
  - ・令和3年度に実施した活動組織を対象とした抽出検査への対応（令和4年8月頃）。
- iii) 東北農政局が実施する活動組織抽出検査（書類）
  - ・令和4年度の活動組織を対象とした抽出検査への対応（令和5年2月頃）。
- iv) 活動組織の広域化及び合併による体制強化及び取組継続の支援。
  - ・市町村や事務局を担う団体等を対象とした研修会を開催する。

## v) 活動組織への事務支援

・農山漁村地域では、人口減少や高齢化の進行が著しく、担い手確保や地域の活動組織等の合意形成に困難が生じ、特定の者へ事務作業が集中するなど、円滑な組織運営に支障をきたしている。そこで公務員OB等の地域外人材を活用し、地域の活動組織が抱える課題を解決することで、円滑な組織運営を支援する事業を人材派遣企業と連携し検討している。

## ② 多面的機能支払の広報活動

## I 広報誌等の作成・PR活動

- i) 広報誌（3回発行）にて、当該事業で実施する各種会議や活動組織の取り組み事例を紹介する。
- ii) 協議会ホームページを更新し、事業の理解向上を図る。
- iii) 各種イベントでのパネル展示、PR用パンフレット配布。

## ③ 事業の評価と推進課題の検討

## I 宮城県農村振興施策検討委員会の開催

## II アンケート調査の実施

- ・全活動組織へ事業実施の効果や今後の取り組みの方向性を確認。

## III 事業効果・検証調査の実施

・農研機構と連携し、県内の多面的機能支払交付金に取り組む活動組織を対象に、活動報告書から得られる情報の分析やワークショップ開催を通じた活動内容の把握により、事業実施による地域コミュニティの維持や継続性、農山村地域の人口減少社会における優位性や土地改良区が多面的機能支払活動組織を支援することによる運営上の効果を調査し、事業実施の効果や今後の取り組みの方向性などを検証する。

## ④ その他

## I 推進協議会事務局会議の開催（仙台市：土地改良会館等）

- i) 各活動組織の実施状況や市町村の指導状況等の県内情報共有を図り、効果的な指導助言を行うための会議を随時開催。
- ii) 年間を通じ、事業推進上の連絡調整を図るスタッフ会議を随時開催。

### 3 広域化・事務委託の進捗状況について

#### 1 広域化の状況について

##### (1) 広域活動組織の現状

###### ① 広域活動組織数と面積の推移

- ・広域活動組織は令和3年度に47組織となり、活動組織数の5%、取組面積では26%のシェアとなっている。

【表1：広域活動組織数等の推移】

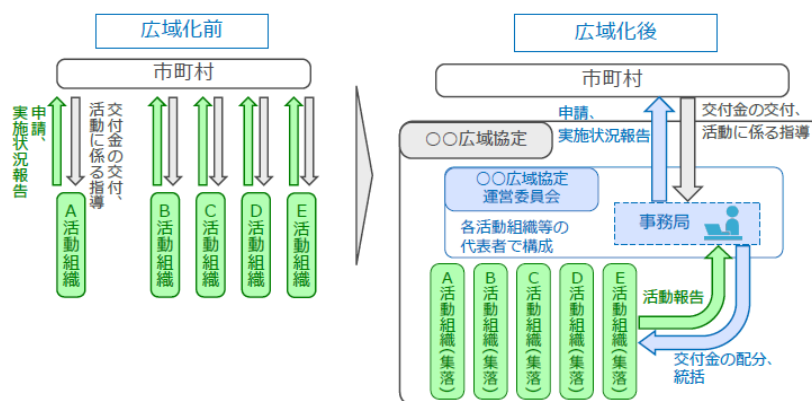
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (見込み)	R4(計画)
広域組織数	36	45	48	48	48	46	46	47	47

##### (2) 広域化を推進する理由

- ① 平成27年度制度改正により、交付事務が協議会から市町村となり、市町村職員の負担が増加していることから、事務の効率化を図る必要がある。
- ② 申請事務や会計など、各活動組織の役員の事務負担が大きく、なり手がいないことから、活動組織の合併・統合により、事務負担の軽減を進める必要がある。

〈メリット〉

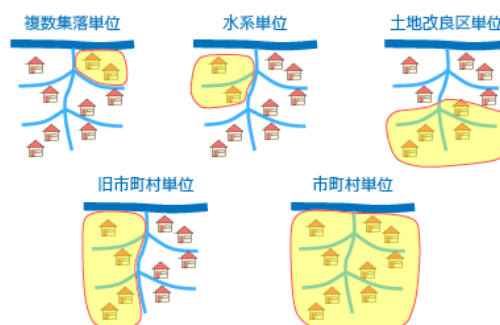
- ・事務処理の統合により、交付事務等の負担が大幅に軽減。
- ・市町村から組織に対する連絡系統が集約化され、効率的な指導が可能。
- ・周辺の未取組集落が活動に取り組み契機となり、取組面積の拡大につながる。



【図1：広域化の活動の流れ】

#### ◆ 活動組織の広域化とは

- ・旧市町村区域等の広域エリアで、複数の集落又は活動組織及びその他関係者の合意により設立される、地域資源の保全管理を行う組織。
- ・規模200ha以上（生産条件が不利な農用地等が存在する場合には、50ha以上200ha未満又は協定に参加する集落が3集落以上を有する場合には広域活動組織を設立することができる）



【図2：広域協定の区域設定の単位】

## 2 土地改良区等への事務委託の状況について

- ・土地改良区へ事務を委託している組織は、令和3年度は54組織（全体の5.5%）であったが、令和4年度は55組織になる予定。
- ・活動組織と契約を締結して、事務を受託しているのは、令和3年度は15土地改良区であったが、令和4年度は15土地改良区になる予定  
（主に活動記録や金銭出納簿、実施状況報告書の作成補助等を受託）
- ・協議会等（七ヶ宿、村田、丸森、東松島市、気仙沼市）へ事務を委託している組織は9組織（全体の0.9%）
- ・土地改良区職員研修会の開催（令和3年10月20日、宮城県土地改良会館）  
（土地改良区を対象とした事務受託の推進に関する研修会を開催）

【表3：県内の事務受託の状況①】

（令和4年3月31日現在）

管内	組織数	広域協定数	事務委託組織数	
			土地改良区	協議会等
大河原	140 <u>(143)</u>	2	0	7
仙 台	183 <u>(186)</u>	5	9	0
北 部	251 <u>(253)</u>	19	30 <u>(31)</u>	0
栗 原	137 <u>(136)</u>	0	1	0
東 部	46 <u>(47)</u>	18	9	<u>1</u>
登 米	148 <u>(148)</u>	3	5	0
気仙沼	77 <u>(77)</u>	0	0	<u>1</u>
計	978 <u>(985)</u>	47	54 <u>(55)</u>	<u>9</u>

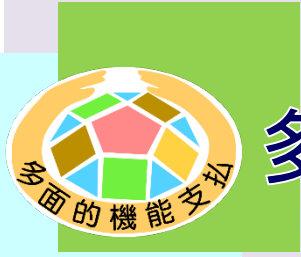
※実数は令和3年度実績，（ ）内は令和4年度計画

※市町村跨りが4組織あるため，組織数計で4減にしている。（R4は5減）

令和4年度

高めよう 地域協働の力！

# 多面的機能支払交付金のあらまし



令和4年4月

## 農林水産省

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

## 1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す**農地維持支払交付金**と**資源向上支払交付金**から構成されます。

### 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等

### 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成

(1) 農地維持支払交付金

① 地域資源の基礎的な保全活動 (P4)

【活動例】



② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (P4)

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P5)

① 施設の軽微な補修

【活動例】



② 農村環境保全活動

【活動例】



③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 資源向上支払交付金

2) 施設の長寿命化のための活動 (P6)

【活動例】



3) 組織の広域化・体制強化 (P7)

多面的機能支払交付金

## 2. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、又は広域活動組織\*のいずれかを設立する必要があります。

### 農地維持支払交付金

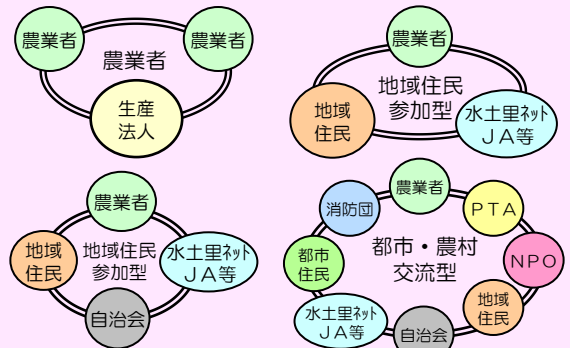
#### 活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

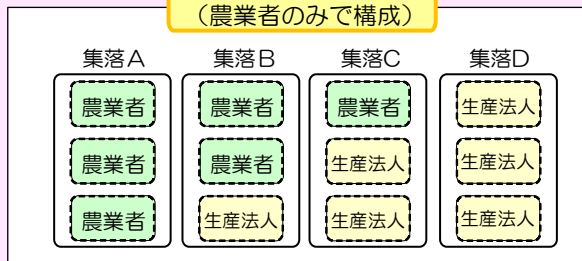
#### 広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

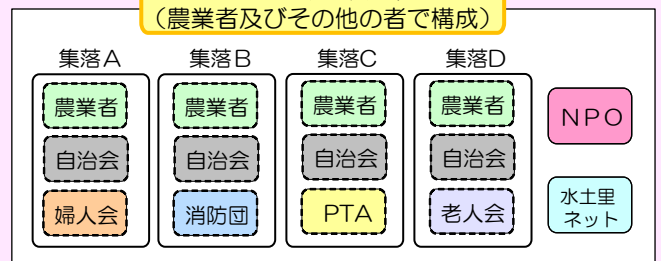
活動組織の例



広域活動組織の例  
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例  
(農業者及びその他の者で構成)



### 資源向上支払交付金

#### ○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織

#### ○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織

#### ※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。なお、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 4~16万円/年・組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。



### 3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

#### 農地維持支払交付金

#### ① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

##### 点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

##### 実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

##### 研修(例)



組織運営に関する研修



作業安全に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

#### ② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した保安全管理の**目標**の設定

保安全管理の**内容**や**方向**の設定

推進活動※1の**実践**

地域資源保安全管理**構想**※2の**策定**

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

## 資源向上支払交付金（共同）

### ①施設の軽微な補修



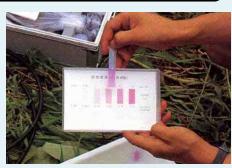


活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定」「機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>機能診断</p>  <p>施設の機能診断</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水路のひび割れ補修</p>	 <p>農道の部分補修</p>	<p>研修(例)</p>  <p>補修等に関する研修</p>
---	--	---	---	---

※研修は活動期間中に1回以上実施

### ②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

<p>計画策定</p>  <p>年度計画の策定</p>	<p>啓発・普及(例)</p>  <p>地域住民との交流活動</p>	<p>実践活動(例)</p>  <p>水質調査</p>  <p>グリーンベルトの設置</p>  <p>外来種の駆除</p>
---	---	---

### ③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施<sup>\*1</sup>します。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施<sup>\*2</sup>します。

<p><b>a：遊休農地の有効活用</b></p> <p>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動</p>	<p><b>b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</b></p> <p>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動</p>
<p><b>c：地域住民による直営施工</b></p> <p>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動</p>	<p><b>d：防災・減災力の強化</b></p> <p>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動</p>
<p><b>e：農村環境保全活動の幅広い展開</b></p> <p>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動</p>	<p><b>f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</b></p> <p>地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動</p>
<p><b>g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</b></p> <p>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</p>	
<p><b>h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動</b></p>	
<p><b>i：広報活動・農的関係人口の拡大</b> <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">令和4年度改正</span></p>	

※1 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施を任意としています。

## 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート、バルブの更新

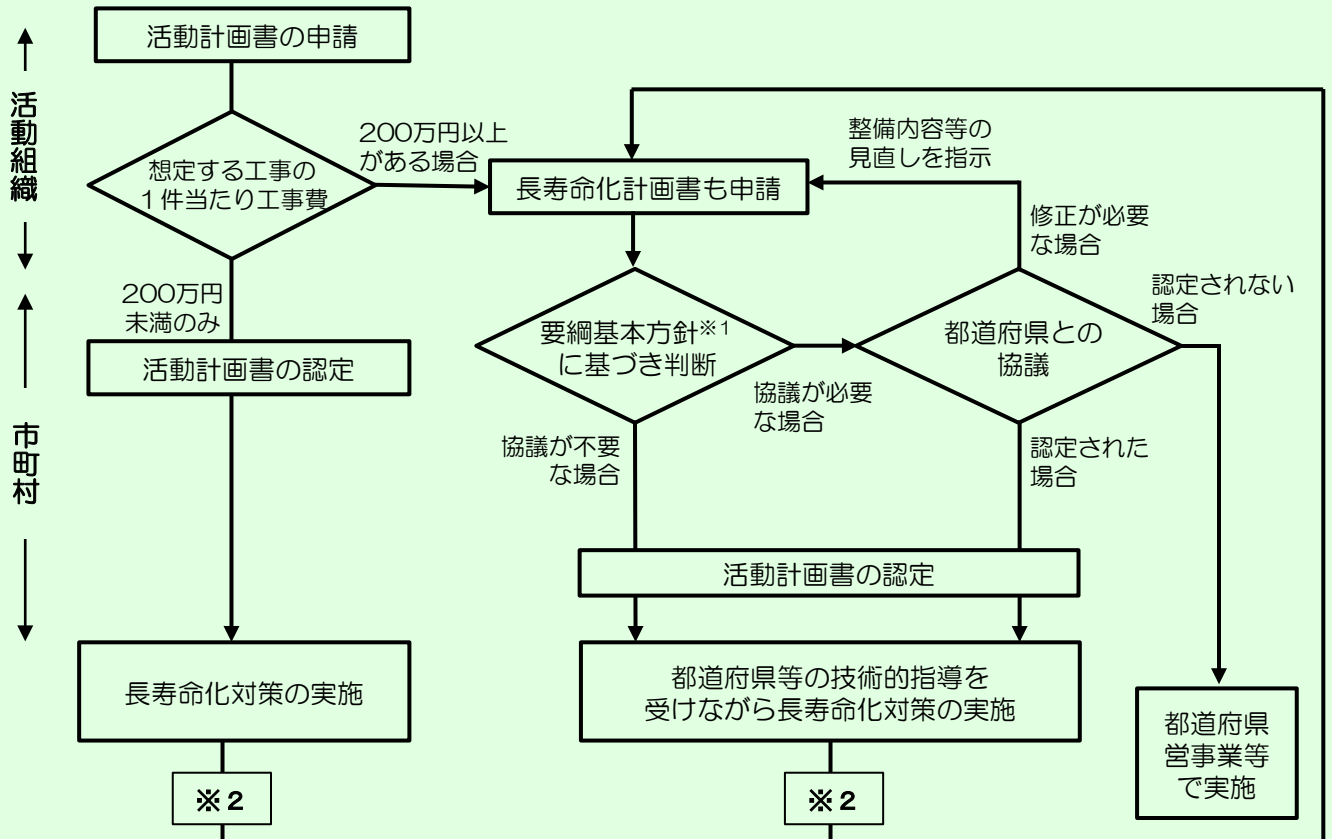
※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

### ○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

## 組織の広域化・体制強化

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」という場合には、支援が受けられます。

- ① 広域活動組織の設立
- ② 活動組織の特定非営利活動法人化

## 4. 対象となる農用地

交付金の算定対象となる農用地は以下のとおりです。

### 農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地\*

※ ②については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

- (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地
- (b) 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

## 5. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1,2,3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4,5,6)	①、②及び③に取り組 む場合※7
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※9	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1,2,3	①+②	③※4,5,6	①+②+③※7
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※9	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保安全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施します。

※5：本単価は交付上限額になります。

なお、広域活動組織(P3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。

※6：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

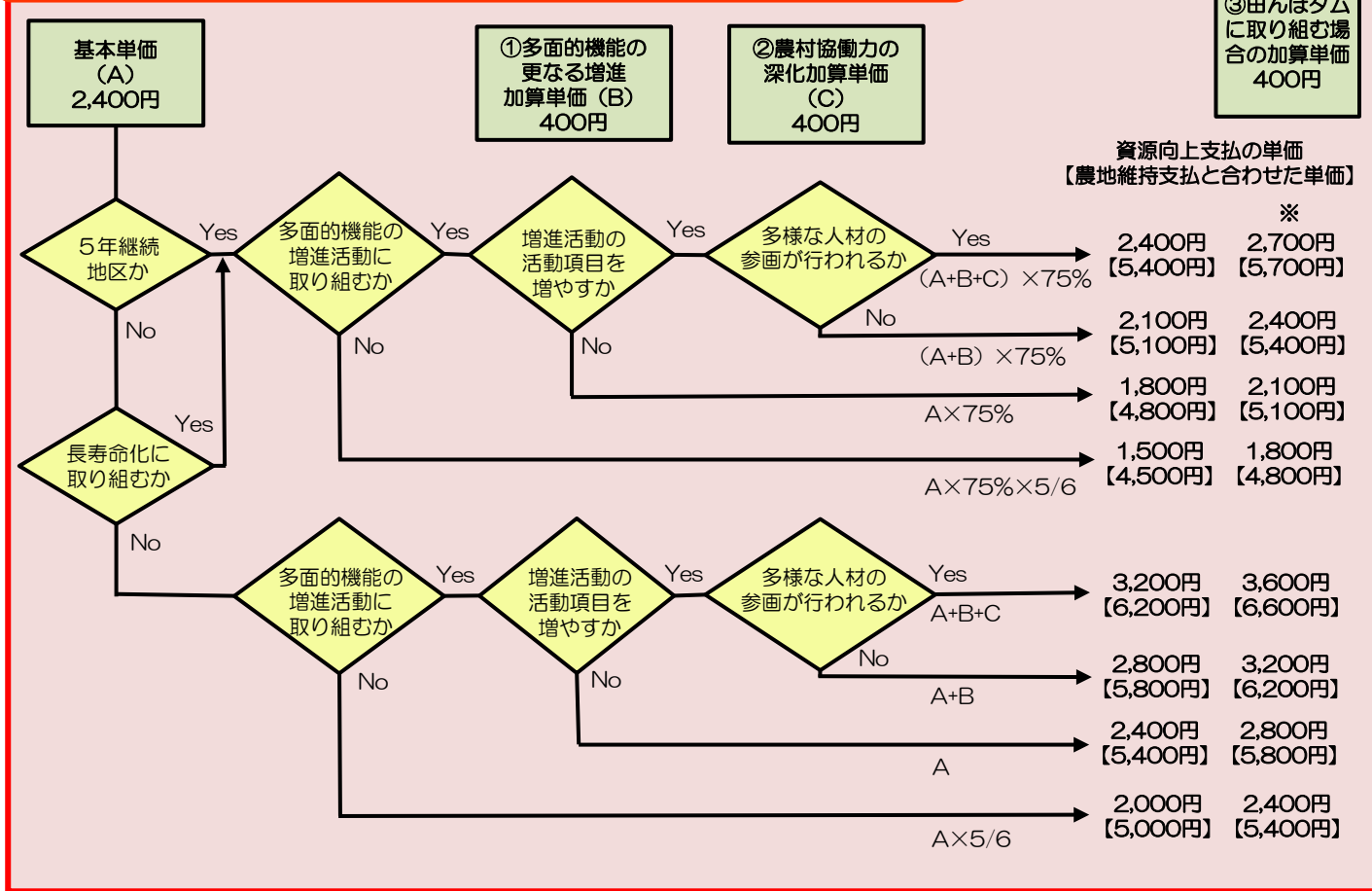
※7：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額になります。

したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aになります。

※8：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※9：畑には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー  
都府県・田の場合（10a当たりの単価）



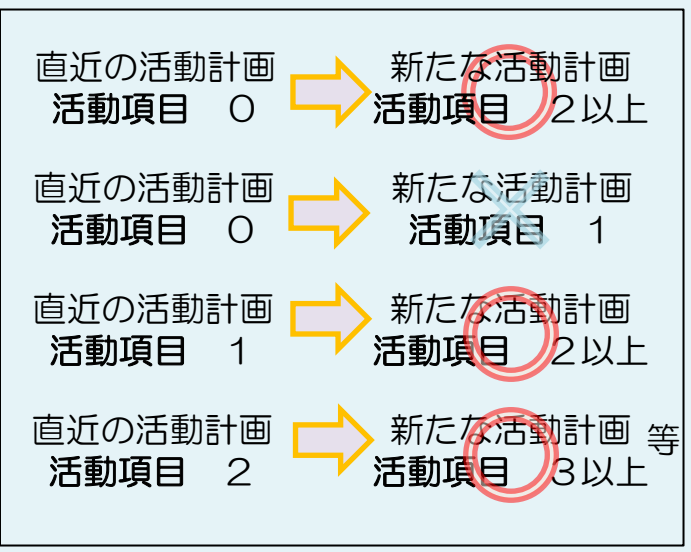
加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動（P5）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。  
※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。



## 加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、**農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年**行われる場合、①に更に単価の加算を行います。

①に更に加算する単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

＜条件＞ ※全て満たす場合

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動に参加する構成員の総人数※<sup>1</sup>の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割※<sup>2</sup>）以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※<sup>1</sup> 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画書に添付する名簿（様式自由）に位置付けた構成員の人数。

※<sup>2</sup> 役員とは、規約記載例第5条及び規約別紙にある活動組織構成員一覧の1. 代表および2. 役員を指します。また、2種以上の「実践活動」をそれぞれ別の日に行う必要があります。

## 加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、**広域活動組織（P3）の面積規模等に応じた交付額**とするとともに、**最長5年間（当該活動期間中）**にわたって継続的に支援することとします。

都府県	北海道	交付額 （年・組織）	総額 （5年間）
3集落以上または50ha以上200ha未満	3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

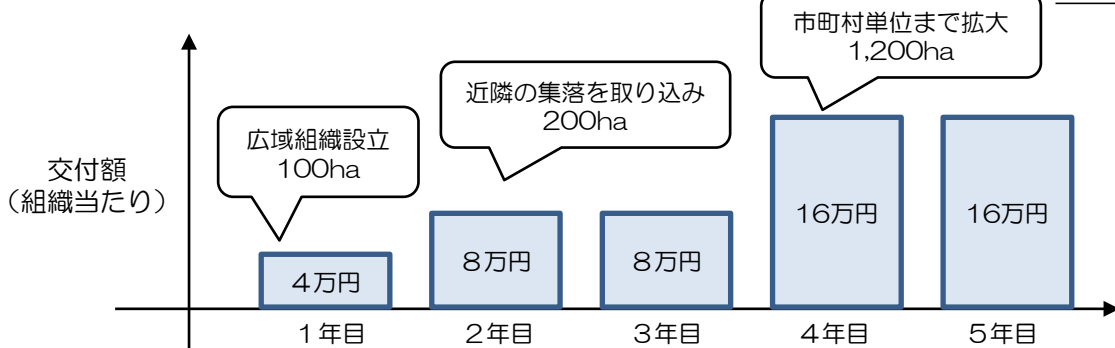
※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに、本支援を受けた活動組織が新たに設立する広域活動組織の認定農用地面積の20%以下である場合は、さらに本支援を受けることができます。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

交付額合計  
**52万円/組織**

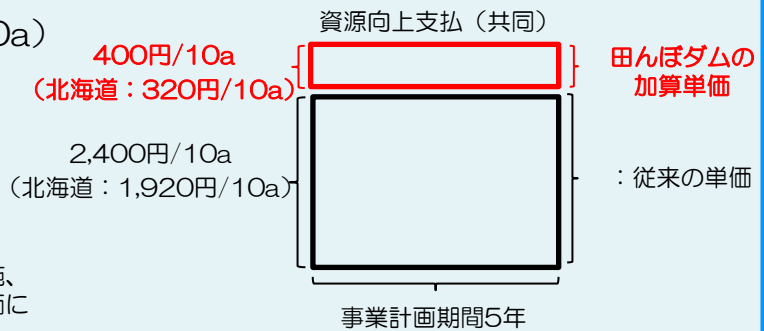


加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。  
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム実施

田んぼダム未実施

写真：新潟市

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1～3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

## 6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

### ① 組織の設立

活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

### ② 事業計画の作成

地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

### ③ 申請書類の提出

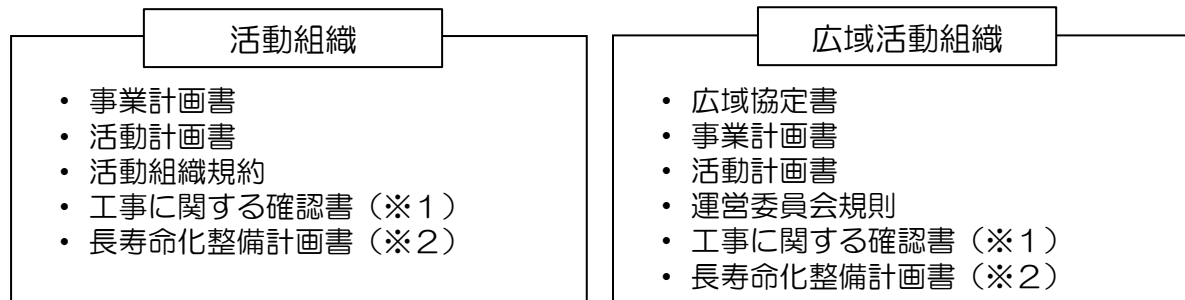
市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。



（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

### ④ 活動の実施・交付金の交付

毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

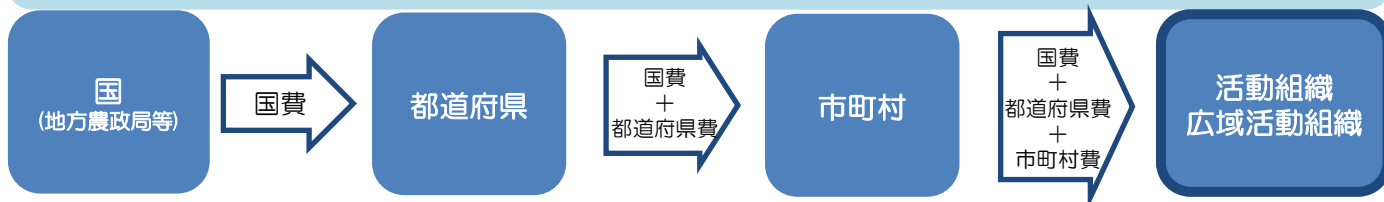
### ⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

## 7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。





## 8. 交付金の弾力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弾力的な活用が可能となっています。

### ① 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、  
農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

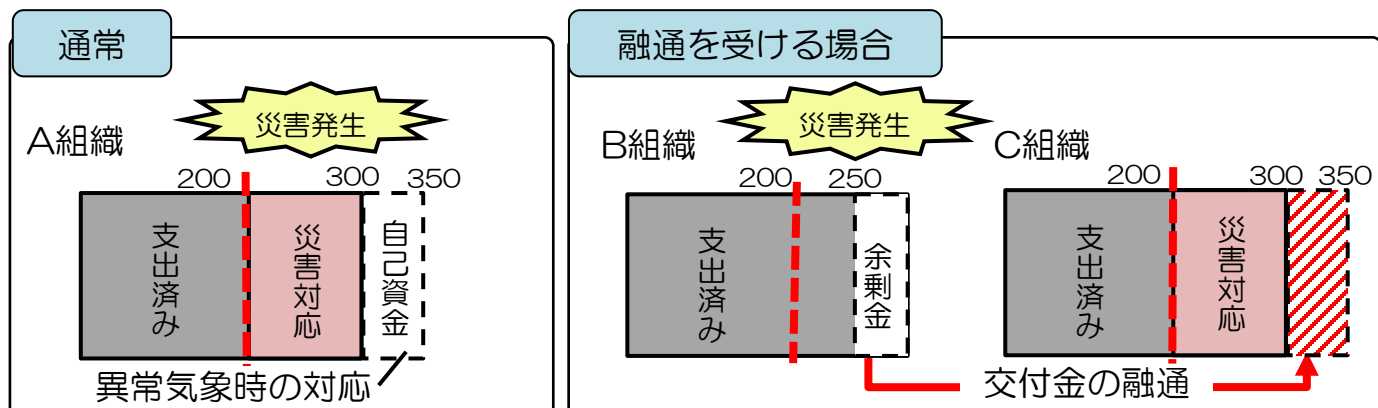
### ② 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持ち越し金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

### ③ 甚大な災害時の交付金の弾力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けられます。
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村とご相談ください。

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



## 多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 新たに活動組織を立ち上げる場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q5) 「田んぼダムの取り組みに向けた支援」の加算措置に取り組みない場合は、「水田の貯留機能向上活動」や「防災・減災力の強化」には取り組めないのでしょうか。

(A) 加算措置に取り組みない場合、例えば加算措置対象となる面積要件を満たさない場合や、田んぼダム以外の「水田の貯留機能向上活動」に取り組む場合でも、従来どおり「水田の貯留機能向上」や「防災・減災力の強化」として取り組むことが可能です。

# 提出／保管書類の見直しについて

①実施要綱・要領において提出を義務づけていない書類は、市町村での保管は義務ではありません。ただし、対象組織において作成・保管が必要な場合があります。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書	○	×
総会資料	○	×
総会議事録	○	×
通帳の写し	○	×
活動写真	×	×

### 書類の比較

提出を義務づけている書類	提出を義務づけていない書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村での保管が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村での保管は必要なし</li> <li>必要なら組織から預かり、返却</li> </ul>

「○」…義務あり、「×」…義務ではない

②法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人など）は、金銭出納簿の市町村への提出が不要です。

## オンライン申請について



スマホやタブレット、パソコンなどから補助金申請が行えるよう、共通申請サービス（eMAFF）による行政手続きのオンライン化を推進します。令和7年度までに60%のオンライン利用率を目標にしています。

## 多面的機能支払交付金 × ESGs

多面的機能支払交付金の活動は、農業・農村の維持・発展を通じて、SDGsの実現に貢献しています。



ため池堤体の草刈り



生物の生息状況の把握

SDGsの目標にどんな活動が関わっているか考えてみましょう！

# お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-876)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

## 多面的機能支払メールマガジン

### 農村ふるさと保全通信

月1~2回程度配信しています。  
ぜひ、登録してください!

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

#### 【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスからご登録ください。

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

